

ビジネス mopera GPS ロケーション ご利用規約

[変更後]	[変更前]
<p>第1条 株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供するビジネス mopera GPS ロケーションは、ドコモが別途定める専用回線等接続サービス契約約款（以下「専用回線等接続約款」といいます。）のほか、このビジネス mopera GPS ロケーションご利用規約（以下「本規約」といい、以下専用回線等接続約款と併せ「本規約等」といいます。）に従って提供されます。</p> <p>(1) 「ビジネス mopera GPS ロケーション」 専用回線等接続約款に定めるビジネス mopera サービスのうち第7種接続装置（ビジネス mopera GPS ロケーション）に係るもので、サービス契約者が行うセキュリティや動態管理・勤怠管理等のサービスに利用することができる位置情報を提供するサービス。なお、詳細はサービスガイドブックに定めるものとします。</p> <p>(5) 「アプリケーション利用者」 サービス契約者からアプリケーションの提供を受ける者</p> <p>(15) 「検索用パスワード」 サービス契約者又はアプリケーション利用者が端末機器の位置情報検索を行うためのパスワード</p>	<p>第1条 株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供するビジネス mopera GPS ロケーションは、このビジネス mopera GPS ロケーションご利用規約（以下「本規約」といいます。）に従って提供されます。</p> <p>(1) 「ビジネス mopera GPS ロケーション」 サービス契約者が行うセキュリティや動態管理・勤怠管理等のサービスに利用することができる位置情報を提供するサービス。なお、詳細はサービスガイドブックに定めるものとします。</p> <p>(14) 「検索用パスワード」 サービス契約者が端末機器の位置情報検索を行うためのパスワード</p>

(17) 「サービス利用設定」

端末機器所持者等がサービス契約者又はアプリケーション利用者から行われる位置情報検索について「許可」、「拒否」又は「毎回確認（位置情報の検索要求毎の選択）」の選択をする設定及び検索用パスワードの設定等を端末機器から行うために用意された機能

第3条 ドコモは、本規約又はサービスガイドブックの内容を変更することがあります。この場合は、ビジネス moperaGPS ロケーションの提供条件等は、専用回線等接続約款のほか、変更後の本規約又はサービスガイドブックが適用されます。

第5条 ビジネス mopera GPS ロケーションを提供することが可能な地域、端末機器の種類等、ビジネス moperaGPS ロケーションの提供条件についてはサービスガイドブック及び専用回線等接続約款に定めるところによります。

第6条 サービス契約は、サービス契約の申込についてドコモが必要な手続きを経た上、承諾した場合に成立するものとします。

2. ドコモは、申込を受けたサービス契約の締結について技術上又は業務の遂行上支障があるとき、その他ビジネス mopera 契約の申込みを承諾しないことがある場合として専用回線等接続約款に定める事由があると判断したときには、サービス契約の申込を承諾しないことがあります。

(16) 「サービス利用設定」

端末機器所持者等がサービス契約者から行われる位置情報検索について「許可」、「拒否」又は「毎回確認（位置情報の検索要求毎の選択）」の選択をする設定及び検索用パスワードの設定等を端末機器から行うために用意された機能

第3条 ドコモは、本規約又はサービスガイドブックの内容を変更することがあります。この場合は、ビジネス moperaGPS ロケーションの提供条件等は変更後の本規約又はサービスガイドブックが適用されます。

第5条 ビジネス mopera GPS ロケーションを提供することが可能な地域、端末機器の種類等、ビジネス mopera GPS ロケーションの提供条件についてはサービスガイドブック及び専用回線等接続サービス契約約款に定めるところによります。

第6条 サービス契約は、サービス契約の申込みについてドコモが必要な手続きを経た上、承諾した場合に成立するものとします。

2. ドコモは、申込を受けたサービス契約の締結について技術上又は業務の遂行上支障があると判断したときには、申込を承諾しないことがあります。

第8条 サービス契約者は、氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があったときは、専用回線等接続約款の定めに基づき、すみやかにドコモに届出るものとします。

#### 第12条

2. サービス契約者は、アプリケーションの提供において、ドコモから端末機器に関する位置情報の提供を受けるにあたっては、ドコモがサービス契約者（アプリケーション利用者その他サービス契約者を通じて端末機器所持者等の位置情報の提供を受ける者を含みます。）に対し端末機器所持者等の位置情報を提供することについて、サービス契約者の責任において端末機器所持者等の事前の同意を得ていることをドコモに対して保証するとともに、ドコモから要求されたときは、当該同意を証する書面をドコモに提供するものとします。

3. 前項の端末機器所持者等の同意はいつでも撤回できるものとしなければならないが、サービス契約者は端末機器所持者等から同意の撤回がなされたときは、当該端末機器所持者等の位置情報を利用したアプリケーションの提供をしてはならないものとします。

4. サービス契約者は、端末機器所持者等に対してアプリケーションの位置情報に関する機能について十分な周知・注意喚起を行うほか、端末機器所持者等からの位置情報の取得の際の経緯に沿った同意の取得方法や取得

第8条 サービス契約者は、氏名、商号、住所、電話番号、メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があったときは、専用回線等接続約款の定めに基づき、すみやかにドコモに届出るものとします。

#### 第12条

2. サービス契約者は、アプリケーションの提供において、ドコモから端末機器に関する位置情報の提供を受けるにあたっては、ドコモがサービス契約者（サービス契約者を通じて端末機器所持者等の位置情報の提供を受ける者を含みます。）に対し端末機器所持者等の位置情報を提供することについて、サービス契約者の責任において端末機器所持者等の同意を得ていることをドコモに対して保証するとともに、ドコモから要求されたときは、当該同意を証する書面をドコモに提供するものとします。

した位置情報の取扱いに配慮するなど、端末機器所持者等のプライバシー等の権利又は利益を保護するために必要な措置を講じなければならないものとします。

#### 第14条

2. サービス契約者は、ドコモより付与された GPS サービスパスワード及び端末機器所持者等から取得した検索用パスワード（以下、総称して「パスワード等」といいます。）を第三者に公開、あるいは漏洩することのないよう自らの費用と責任において厳重に管理し、パスワード等の不正使用により、ドコモ又は端末機器所持者等その他第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じなければならないものとします。

#### 第16条

2. ドコモがアプリケーション利用者、端末機器所持者等その他の第三者からアプリケーションに関して苦情、問い合わせ等を受けたときには、ドコモは、サービス契約者にその旨を通知するものとし、サービス契約者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。

3. サービス契約者は、ドコモがアプリケーション利用者、端末機器所持者等その他の第三者からアプリケーションに関して苦情、問い合わせ等を受けたときは、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対してサービス

#### 第14条

2. サービス契約者は、ドコモより付与された GPS サービスパスワード及び端末契約者から取得した検索用パスワード（以下、総称して「パスワード等」といいます。）を第三者に公開、あるいは漏洩することのないよう自らの費用と責任において厳重に管理し、パスワード等の不正使用により、ドコモ又は端末機器所持者等その他第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じなければならないものとします。

#### 第16条

2. ドコモが端末機器所持者等からアプリケーションに関して苦情、問い合わせ等を受けたときには、ドコモは、サービス契約者にその旨を通知するものとし、サービス契約者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。

3. サービス契約者は、ドコモが端末機器所持者等からアプリケーションに関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った端末機器所持者等に対してサービス契約者の連絡先等を知らせる

契約者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

第17条 サービス契約者は、ドコモの書面による承諾なく、本規約等に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第19条 ドコモは、サービス契約者が本規約の規定の一にでも違反した場合、又は第21条の規定によりビジネス mopera GPS ロケーションの利用が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてサービス契約者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内にこれらが是正されない場合、当該期間の経過をもって当然にサービス契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. ドコモは、専用回線等接続約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの通知又は催告を要せず、ただちにサービス契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(1) 本規約等の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき

(2) 本規約等の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、

ことに同意するものとします。

第17条 サービス契約者は、ドコモの書面による承諾なく、本規約に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第19条 ドコモは、サービス契約者が本規約の規定の一にでも違反した場合、又は第21条の規定によりビジネス mopera GPS ロケーションの利用が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてサービス契約者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然にサービス契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. ドコモは、サービス契約者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちにサービス契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき

(2) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾

爾後サービス契約者において違反を是正してもなおビジネス mopera GPS ロケーションを提供することが困難であるとき

(3) 正当な理由なく本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき

(4) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき

(5) ドコモ又は端末機器所持者等その他の第三者に重大な危害又は損害を及ぼしたとき”

第20条 ドコモは、専用回線等接続約款に定める場合のほか、次の場合にはビジネス mopera GPS ロケーションの全部又は一部の利用を中止することがあります。

第21条 ドコモは、専用回線等接続約款に定める場合のほか、サービス契約者が次のいずれかに該当する場合はビジネス mopera GPS ロケーションの利用を停止することがあります。

後サービス契約者において

て違反を是正してもなおビジネス mopera GPS ロケーションを提供することが困難であるとき

(3) 正当な理由なく本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき

(4) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき

(5) ドコモ又は端末機器所持者その他第三者に重大な危害又は損害を及ぼしたとき”

第20条 ドコモは、次の場合にはビジネス mopera GPS ロケーションの全部又は一部の利用を中止することがあります。

第21条 ドコモは、サービス契約者が次のいずれかに該当する場合はビジネス mopera GPS ロケーションの利用を停止することがあります。

(3) サービス契約者が第12条第2項に定める端末機器所持者等からの同意を得ていないことが判明したとき、その他端末機器所持者等のプライバシー等の権利若しくは利益が侵害されている又はそのおそれがあるとドコモが判断したとき

(7) その他本規約等又はビジネス mopera GPS ロケーション認証局認証業務運用規定の定めに違反した場合

4. ドコモは、第1項の規定によりビジネス mopera GPS ロケーションの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をサービス契約者に通知します。

第23条 ドコモが提供するビジネス mopera GPS ロケーションに関する料金（以下「サービス利用料」といいます。）、計算方法及び支払方法等ビジネス mopera GPS ロケーションの利用料金に関わる事項は、サービスガイドブック及び専用回線等接続約款に記載のとおりとします。

#### 第26条

3. サービス契約者は、自己の役職員に対して、又はドコモの事前の書面による承諾を得て第三者に対して秘密情報を使用させる場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含みます。）又は第三者が守秘義務に違反することのないよう

(3) サービス契約者が第12条第2項に定める端末機器所持者等からの同意を得ていないことが判明したとき

(7) その他本規約、ビジネス mopera GPS ロケーション認証局認証業務運用規定、専用回線等接続サービス契約約款の定めに違反した場合

4. ドコモは、第1項の規定によりビジネス mopera GPS ロケーションの利用停止をする時は、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をサービス契約者に通知します。

第23条 ドコモが提供するビジネス mopera GPS ロケーションに関する料金（以下「サービス利用料」といいます。）、計算方法及び支払方法等ビジネス mopera GPS ロケーションの利用料金に関わる事項は、サービスガイドブック及び専用回線等接続サービス契約約款に記載のとおりとします。

#### 第26条

3. サービス契約者は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含みます。）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。

に、必要な措置を講じなければならないものとします。

#### 第27条

3. サービス契約者は、サービス契約が終了し又は解除されたときは、すみやかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

第29条 ドコモは、ビジネス mopera GPS ロケーションによって提供する情報の正確性、完全性、有用性を保証しないものとし、ドコモに故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、ビジネス mopera GPS ロケーションの当該事項に関してサービス契約者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

(サービス契約終了時等の措置)

第30条 ドコモとサービス契約者の間のサービス契約が解除等により終了した場合又は第21条に基づく利用停止がなされた場合でも、サービス契約者は、終了又は停止の前にビジネス mopera GPS ロケーションの利用により生じたサービス利用料についてドコモに支払うものとします。

2. ドコモとサービス契約者の間のサービス契約が解除等により終了した場合、第20条に基づく利用中止の場合又は第21条に基づく利用停止の場合、サービス契約者は、自己の費用と責任によりアプリケーション利

#### 第27条

3. サービス契約者は、サービス契約が終了し又は解除されたときは、すみやかにドコモの指示に従い、秘密情報を収録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体及びそれらの複製・複写物、改変物をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

第29条 ドコモは、ビジネス mopera GPS ロケーションによって提供する情報の正確性、完全性、有用性を保証しないものとし、ドコモに故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、ビジネス mopera GPS ロケーションに関してサービス契約者に生じた場合につき一切の責任を負わないものとします。

(サービス契約者終了時等の措置)

第30条 ドコモとサービス契約者の間のサービス契約が解除等により終了した場合又は第21条に基づく利用停止がなされた場合でも、契約者は、終了又は停止の前にビジネス mopera GPS ロケーションの利用により生じたサービス利用料についてドコモに支払うものとします。

2. ドコモとサービス契約者の間のサービス契約が解除等により終了した場合、第20条に基づく利用中止の場合又は第21条に基づく利用停止の場合、サービス契約者は、自己の費用と責任により利用者に対してビジ



用者に対してビジネス mopera GPS ロケーションが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。

第31条 サービス契約者は、本規約の違反、その他ビジネス moperaGPS ロケーションの利用に関連してドコモ、アプリケーション利用者又は端末機器所持者等その他第三者に損害を及ぼした場合、ドコモ、アプリケーション利用者又は端末機器所持者等その他第三者に対し、法の定めに従い、損害を賠償するものとします。

第32条 本規約に基づくサービス契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

” 附則

本規約は平成20年7月1日から実施します。

(平成26年7月25日改定)

(平成26年8月25日上記改定実施) ”

ネス mopera GPS ロケーションが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。

第31条 サービス契約者は、本規約の違反、その他ビジネス mopera GPS ロケーションの利用に関連してドコモ又は端末機器所持者等その他第三者に損害を及ぼした場合、ドコモ又は端末機器所持者等その他第三者に対し、法の定めに従い、損害を賠償するものとします。

第32条 本規約に基づく契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

” 附則

本規約は平成20年7月1日から実施します。

(平成25年9月27日改定)

(平成25年10月1日上記改定実施)

”